

防府市水防計画

新旧対照表

(案)

現 行			修 正 案			備 考
	総務班 (行政管理課長)	行政管理課		総務班 (行政管理課長)	行政管理課	
地域交流部 (地域交流部長) (地域交流部次長)	出張所班 (市民活動推進課長)	市民活動推進課	地域交流部 (地域交流部長) (地域交流部次長)	出張所班 (地域振興課長)	地域振興課	
土木都市建設部 (土木都市建設部長) (土木都市建設部次長)	土木調査班 (土木都市建設部次長)	道路課・河川港湾課・都市計画課・農林水産振興課・農林漁港整備課から指名された職員	土木都市建設部 (土木都市建設部長) (土木都市建設部次長)	土木調査班 (道路課長)	道路課・河川港湾課・都市計画課・農林水産振興課・農林漁港整備課・開発建築指導課から指名された職員	
	道路班 (道路課長)	道路課		道路班 (道路課主幹)	道路課	
第10節 水防活動 第9項 避難のための立退き 市防災計画資料編 [避難場所等] ●2-15-3 避難場所等			第10節 水防活動 第9項 避難のための立退き 市防災計画資料編 [避難場所等] ●2-15-2 避難場所等			誤記修正
第13節 輸送及び公用負担 第1項 輸送 市防災計画資料編 [輸送] ●3-9-7 市保有車両			第13節 輸送及び公用負担 第1項 輸送 市防災計画資料編 [輸送] ●3-9-6 市保有車両			誤記修正
第14節 協力及び応援 (1) 重要水防箇所の合同点検の実施 (2) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加 (3) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供 (4) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣 (5) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供 (6) 関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。			第14節 協力及び応援 削除 (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加 (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供 (3) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣 (4) 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供 (5) 関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。			実態に合わせて削除